
令和5年第6回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和5年6月7日(水) 午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場 本庁 3-1・3-2会議室
3. 出席委員 13(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13番	吉田 俊明
出席	委員	1番	前田 好嗣
出席	委員	2番	出口 貞味
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎葉 千亜紀
出席	委員	5番	西田 浩二
出席	委員	6番	宮野 葵
欠席	委員	7番	横山 員伸
出席	委員	8番	浅野 正博
出席	委員	9番	小野 俊明
出席	委員	10番	繁永 大輔
出席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	平野 力範

4. 事務局 事務局長 山本 健太郎
係長 瀬戸 美里
門田 純二

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4 議案第20号 非農地証明について
- 第5 議案第21号 農用地利用集積計画書（案）について
- 第6 議案第22号 農用地利用集積計画書（所有権移転関係）について
- 第7 報告事項
- 第8 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

令和5年 第6回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、13名です。定足数に達しています。ただいまから令和5年第6回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、5番：西田委員さん、6番：宮野委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、議案第18号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。
議案第18号の1、申請人：〇〇さんの件につきまして、宮野委員さんから説明をお願いします。

6番（宮野委員） この案件につきまして築上町立椎田小学校から南に500mほど行った所にある農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さんからの要望で贈与により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第18号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第18号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

日程第3、議案第19号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。
議案第19号の1、申請人：〇〇さんの件につきまして、吉田委員さんから説明をお願いします。

13番（吉田委員） この案件につきましては築上町役場築城支所から西に500mほど行った所にある農地です。申請地の農地区分は、前面道路に上下水道の二管が埋設され、かつ500m以内に教育施設、医療施設が2以上ある区域のため第3種に該当する農地と判断します。今回、申請者である、〇〇さんが、〇〇在住の〇〇さんから土地を売買で取得し、賃貸アパートを建築するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第19号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第19号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。

つづきまして、議案第19号の2、申請人：〇〇さんの件につきまして、椎葉委員さんから説明をお願いします。

4番（椎葉委員） この案件につきましてはJR築城駅から東に200mほど行った所にある農地です。申請地の農地区分は、駅から300m以内の区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。今回、申請者の〇〇さんが、〇〇在住の〇〇さんから土地を売買で取得し、賃貸アパートを建築するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものですが、隣接農地の同意が取れていない状況になっております。転用許可の必須項目ではなく第3種農地であることから許可相当と判断しました。よろしくご審議お願い致します。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

13番（吉田委員） 同意をとれていないということですが、理由は何でしょうか。

事務局 隣接農地の所有者は隣接農地の奥にご自宅がありまして、隣接農地と今回申請地について土地がフラットになっていることから家の前で子供たちと遊べるスペースになるため不同意ということでした。重ねて、県とこの件は協議をしておりますが県の回答は同意を得られなかったという理由を文書で提出する必要があります。と回答いただいております。つきましては申請者の方にその旨を伝え、次回定例総会で理由書を見ていただき正当な理由か否かを再度ご審議していただきたいと思っております。

10番（繁永委員） 隣接農地の同意書については、耕作に支障があるかないかを同意する書類ではないのか。

事務局 その通りです。あくまで耕作に支障があるかないかを同意する書類になります。

議長（蛭崎会長） この件について、理由書を提出していただきその理由が正当か否かを再度審議するということよろしいですか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） この件は継続審議とし、理由書が提出されてから再度審議します。

日程第4、議案第20号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第20号「非農地証明について（2件）」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局 【 議案説明 】

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。
これより審議に入ります。ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等がありませんので、お諮りいたします。
ただいまの非農地証明について、非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
よって非農地証明については承認、証明書、交付することといたします。
続きまして、2番申請についてこれより審議に入ります。ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等がありませんので、お諮りいたします。
ただいまの非農地証明について、非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
よって非農地証明については承認、証明書、交付することといたします。

日程第5、議案第21号

議長（蛭崎会長） 日程第5、議案第21号「令和5年度農地利用集積計画（案）について」を議題とします。産業課農業振興課に説明を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第22号

議長（蛭崎会長） 日程第6、議案第22号「令和5年度農地利用集積計画（所有権移転関係）について」を議題とします。産業課農業振興課に説明を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第7、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第7、「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 報告事項一括朗読 】
農地法第18条第6項の規定による合意解約 2件
農業耕作者・管理者名義変更届出 13件
農業用施設用地届出 1件

議長（蛭崎会長） ただいまの議案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和5年第6回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和5年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

5番委員（西田 浩二 委員）：

署名委員

6番委員（宮野 葵 委員）：
